

高齢者福祉計画・介護保険事業計画

2018年度～2020年度



2018年3月

① 基本理念

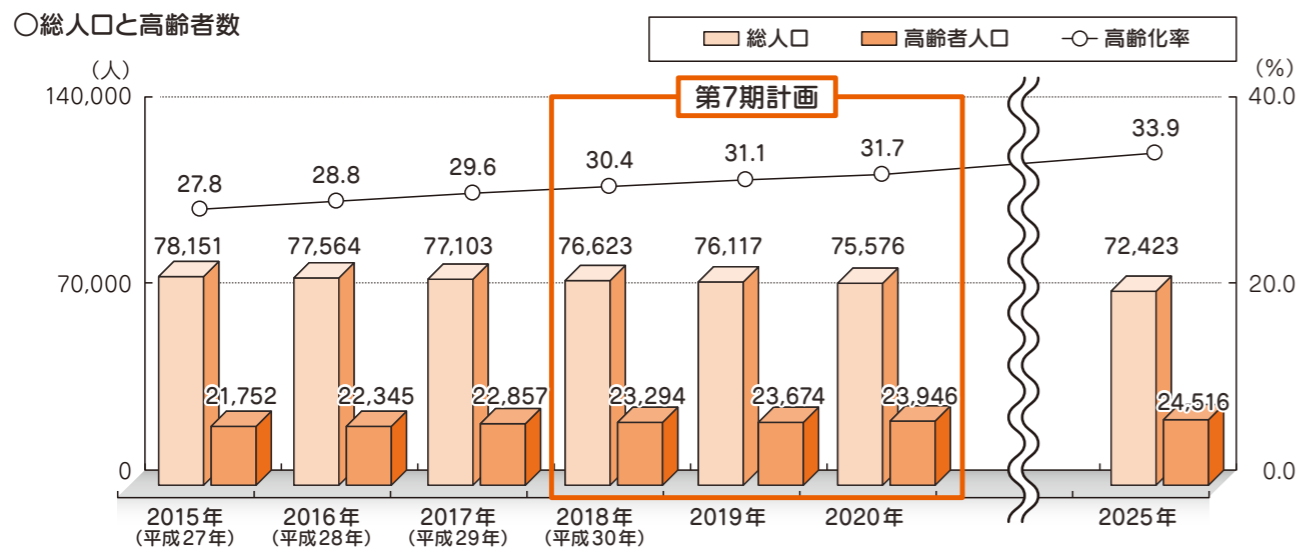
相互に支えあい、優しさと心が通いあう地域づくり

基本理念にもとづき高齢者が安心して日常生活を過ごせるとともに、それぞれが尊厳を保ちながら、健康づくりや生きがい活動など多様な社会参加を果たし、自分らしく生きることができる地域の実現を目指します。

② 高齢者の現状と推計

高齢者人口と高齢化率

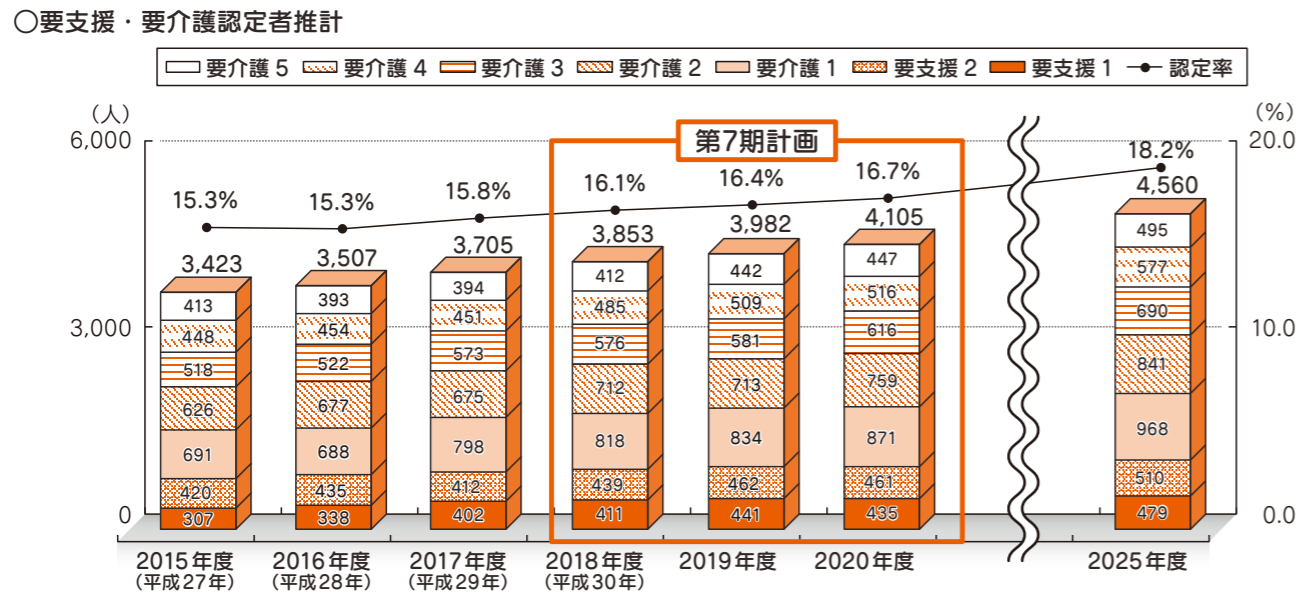
本市の総人口は減少傾向にあります。65歳以上の人口は、年々増加しています。高齢化率（総人口に対する65歳以上の人口の割合）は、2020年に31.7%、2025年には33.9%となる見込みです。



資料：2017年(平成29年)までは住民基本台帳(各年10月1日現在)、2018年以降は推計人口

要支援・要介護認定者数

要支援・要介護認定者数も、高齢者人口と同様、増加が見込まれます。2020年には4,105人になり、認定率は16.7%と想定されます。また、2025年には4,560人で認定率は18.2%となる見込みです。



資料：見える化システム

③ 基本目標

基本理念の実現に向けて、4つの基本目標を設定し、施策を推進します。

【基本目標1】社会参加・生きがいづくりの推進

高齢者の多様性や自発性を十分に尊重しながら、様々な活動(運動・地域貢献・就業等)に参加できる機会を充実するとともに、地域づくりの担い手としても活躍できるよう支援します。

【基本目標2】健康づくりと介護予防の推進

高齢者のニーズに合わせた介護予防事業を充実させ、健康で自立した生活の継続を推進します。また、高齢者の状態像に応じた、介護予防や要介護度の重度化防止のための事業を、介護予防・日常生活支援総合事業等で実施し、自立支援の推進を行います。

【基本目標3】地域包括ケアシステムの構築

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすために、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスの適切な組み合わせによるネットワークの構築や、関係機関や地域住民の協力による見守り支援体制の充実に取り組みます。

【基本目標4】質の高い介護サービスの基盤整備

高齢者が、自らの意思でサービスを選択し、尊厳をもって生活することができるよう、介護保険の各種サービスの充実を図ります。また、より一層サービスの質や利便性の向上に努めるとともに、適正なサービスによる自立した生活の継続を目指します。さらに、介護者支援として家族の負担軽減及び相談支援体制の充実にも取り組みます。

④ 施策の柱

基本目標の実現のため、重点的に取り組むべき2つの施策の柱を設定しました。この柱のもとに重点課題を掲げ、重点事業の展開を図ります。

【施策の柱1】地域包括ケアシステムの推進

- (1) 介護予防の推進及び生活支援サービスの充実
- (2) 介護と医療の連携
- (3) 高齢者にやさしいまちづくり
- (4) 認知症支援策の充実

【施策の柱2】介護保険の適正な運営

- (1) 適切なサービスの提供
- (2) サービスの質的向上
- (3) 介護人材の確保、定着、育成

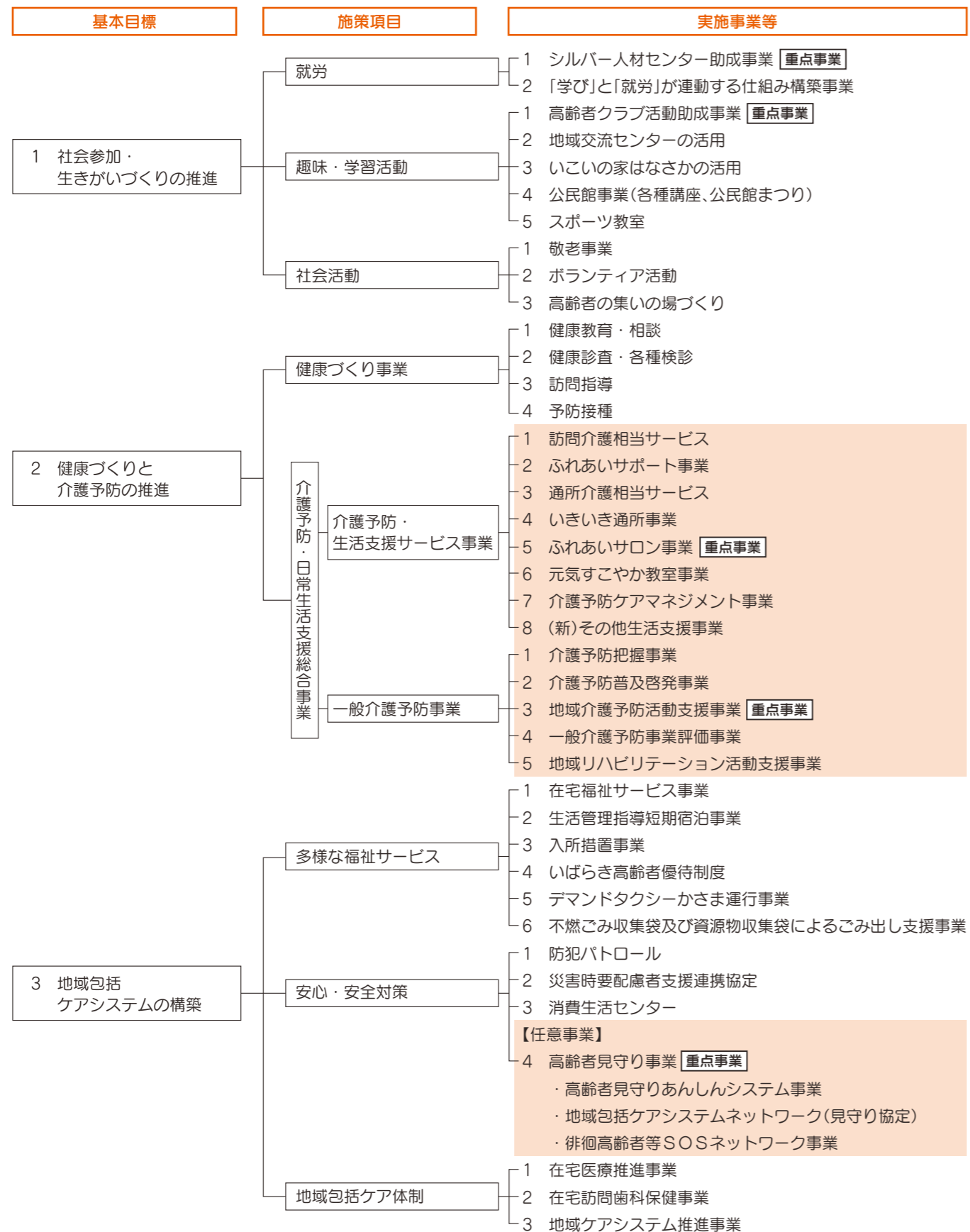
○地域包括ケアシステムの捉え方



出典：地域包括ケア研究会報告書

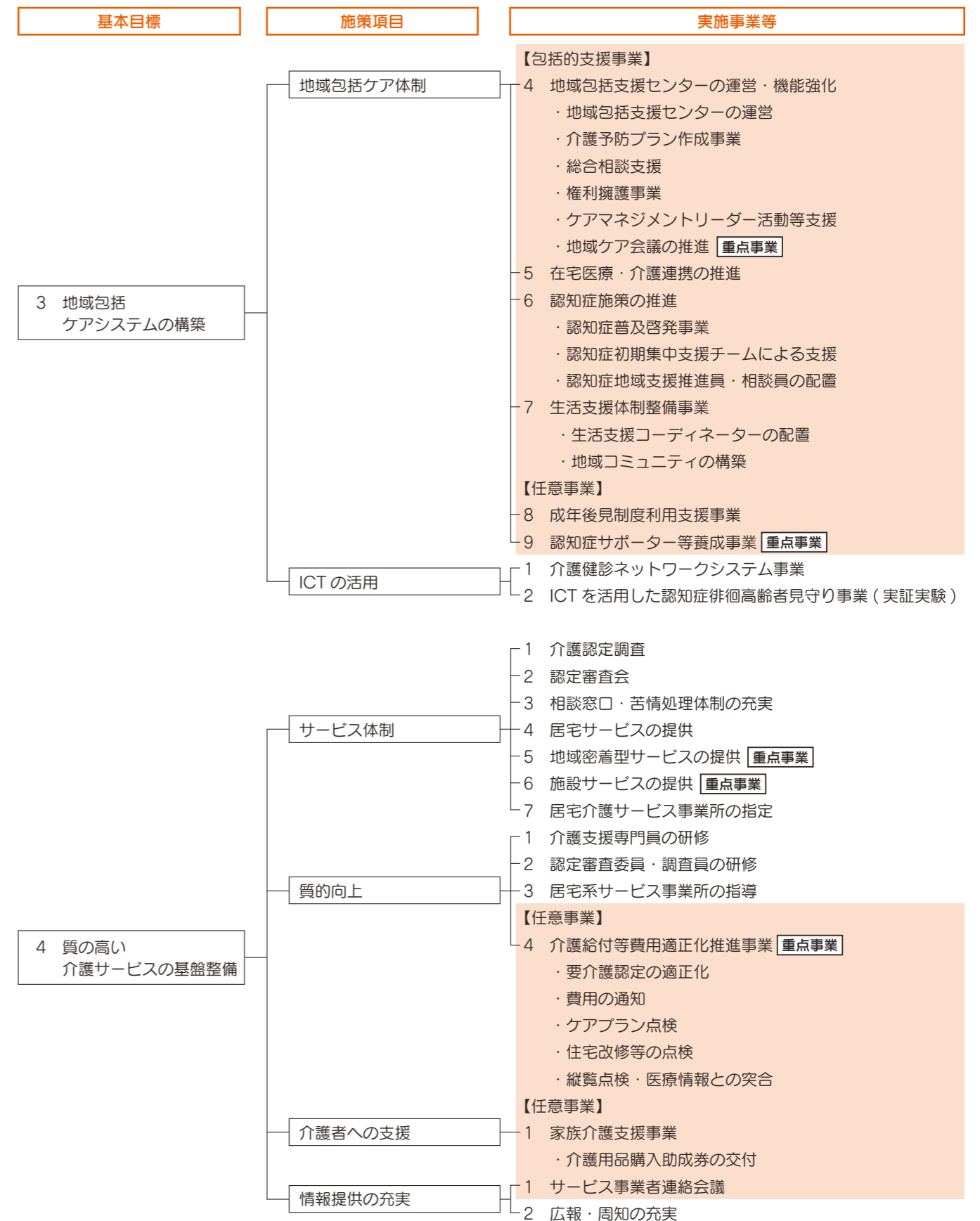
*地域包括ケアシステムを構築する3つの要素として、専門職が行う「医療・看護」「介護・リハビリテーション」「保健・福祉」が挙げられます。また、それぞれが効果的に機能するためには、「介護予防・生活支援」と「すまいとすまい方」について、しっかりとした基盤整備が前提となります。さらに、「介護予防・生活支援」の取り組みにおいては、専門職との関わりだけでなく、それ以外の担い手や住民自身も含めた、多様な主体による事業である「介護予防・日常生活総合事業」を展開しています。地域の状況に応じ、これらの要素が、包括的に提供できるような仕組みづくりを進めることが重要となっています。

⑤ 計画の体系



地域支援事業とは・・・

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう、要支援・要介護状態になることを予防すると共に、介護状態の重度化防止等を目的とした、「介護予防・日常生活支援総合事業」「包括的支援事業」「任意事業」の総称です。
実施主体である、市町村の視点や必要性等を事業内容に反映し、地域における日常生活の支援や、包括的な相談支援体制及び、在宅医療・介護の連携体制の構築等について一体的に進めるものです。



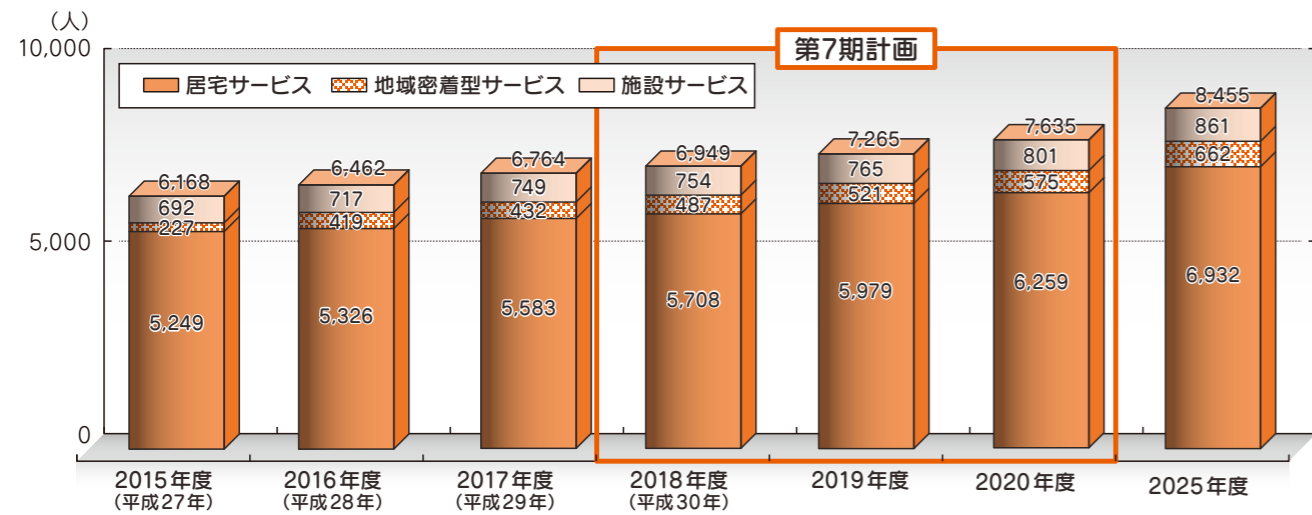
※ 網掛けは地域支援事業



⑥ 介護サービス事業量の見込み

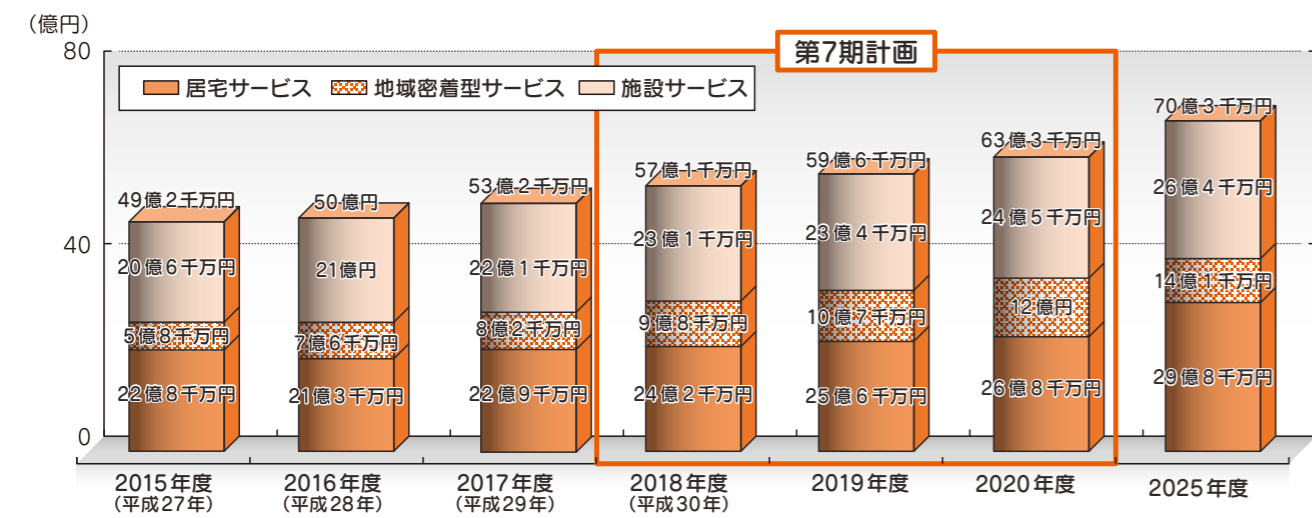
介護サービス事業量等の見込みについては、被保険者数、要支援・要介護認定者数の推計結果などから、将来におけるサービスごとの利用者数、給付費について、今後の施設整備の予定などを踏まえ、以下のように見込んでおります。

○サービス別利用人数の見込み



資料：見える化システム

○総給付費の見込み



資料：見える化システム

※端数処理の関係により合計の数字が合わないものがあります。

居宅サービス

訪問介護(ヘルパー)、通所介護(デイサービス)、訪問看護、訪問リハビリ、通所リハビリ、ショートステイ、住宅改修、福祉用具貸与・購入などが含まれ、在宅での生活を続けながら受ける介護サービスです。

認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)、地域密着型通所介護などが含まれ、可能な限り住み慣れた地域での生活が続けられるよう提供されるサービスです。本計画では、新たに定期巡回・随時対応型訪問介護看護のサービス提供体制の整備と看護小規模多機能型居宅介護のサービス体制の拡充を図ります。

施設サービス

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)や介護老人保健施設などに入所して受ける施設サービスです。本計画では、介護老人福祉施設サービス提供体制の拡充を図ります。

⑦ 介護保険料

介護保険料の算定

高齢者人口や要支援・要介護認定者の増加、サービス量の増加などに伴い第7期計画(3年間)の標準給付費は、3年間合計で194億5千万円と見込まれます。これに地域支援事業費などを加えて、第7期計画の介護保険料を見込みます。この結果、第1号被保険者(65歳以上の方)の第7期の保険料(月額基準額)は、第6期(平成27~29年度)と同額の5,200円となりました。

なお、本市では、低所得者への配慮を行いつつ、介護保険事業の運営を維持できるような保険料の設定について検討を行った結果、第7期計画においても、国が示した標準的な保険料段階よりも更に課税層の所得段階を細分化し、全体として10段階設定としています。

(単位：A～Gまで千円、Hは人)

	第7期			合計
	2018年度 (平成30年度)	2019年度	2020年度	
標準給付費見込額(A)※1	6,093,723	6,445,936	6,911,783	19,451,443
地域支援事業費(B)※2	284,437	288,991	295,804	869,231
第1号被保険者負担分相当額 ($(A+B) \times 23.0\% = C$)	1,466,977	1,549,033	1,657,745	4,673,755
調整交付金相当額 ($((A+(Bの一部)) \times 5.0\% = D)$)	314,197	331,982	355,454	1,001,633
調整交付金見込交付割合	4.9%	4.7%	4.5%	
調整交付金見込額(E)	306,028	313,391	319,909	939,328
介護給付費準備基金取崩額(F)				405,000
保険料収納必要額($C+D-E-F=G$)				4,331,060
所得段階別加入割合補正後被保険者数(H)	23,162	23,540	23,810	70,511
予定保険料収納率(I)			98.3%	
保険料の基準額【$(G \div I) \div H \div 12$ヶ月】		月額基準額		5,200円

※端数処理の関係により合計の数字が合わないものがあります。

※1 介護保険サービスの給付のために必要な年間費用を「標準給付費見込額」といいます。標準給付費見込額の内訳は、利用者の自己負担分を除いた総給付費に、特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、審査支払手数料を加えたものです。

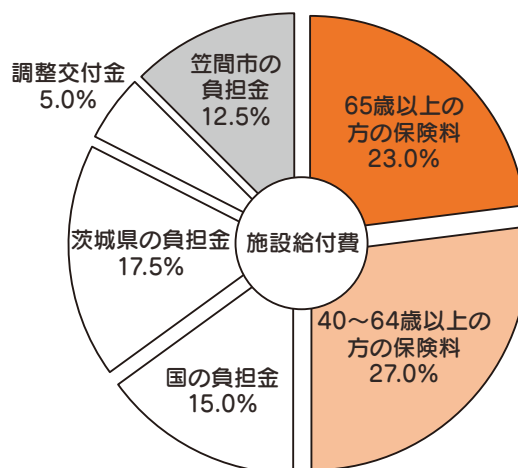
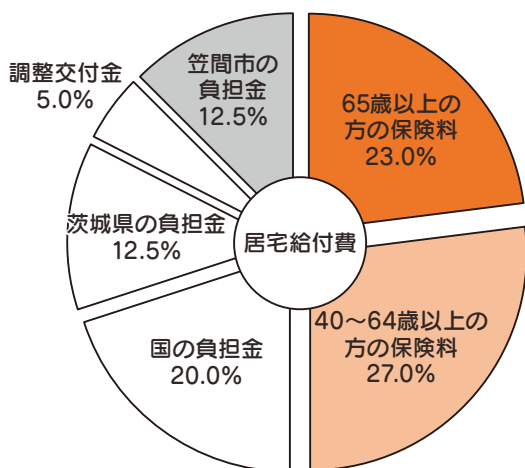
※2 介護予防・日常生活支援総合事業や包括的支援事業・任意事業に係る費用を地域支援事業費といいます。



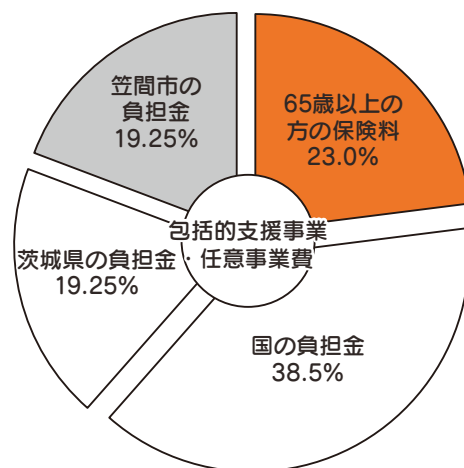
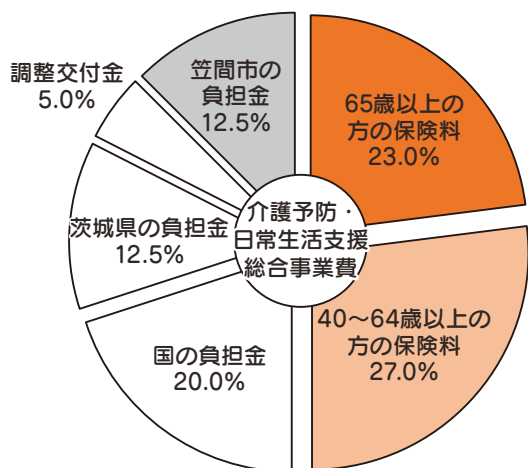
財源構成

介護保険の財源については、利用者の負担額を除いた介護給付にかかる費用(給付費)の50%を保険料、残り50%を国・県・市による公費で賄うことが基本となっています。第1号被保険者は給付費の23%を負担することになりますが、調整交付金の割合によって、負担割合は増減します。また、地域支援事業のうち、包括的支援事業・任意事業の財源については、第1号被保険者の保険料と公費で構成されます。

■法定給付費



■地域支援事業費



高齢者福祉計画・介護保険事業計画は、市役所高齢福祉課、各支所福祉課、各図書館で閲覧できるほか、市のホームページでもご覧いただけます。



お問い合わせ先



笠間市 高齢福祉課

〒309-1792 茨城県笠間市中央 3-2-1

TEL 0296-77-1101(本所)
0296-72-1111(笠間支所)
0299-37-6611(岩間支所)